

達第13号

大阪市財産運用委員会規程（昭和44年達第6号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月22日

大阪市長 横山 英幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第6条関係） 委員長の指名する副首都推進局総務担当課長、市政改革室施設経営戦略担当課長、デジタル統括室総務担当課長、総務局行政部総務課長、総務局行政部行政課長、政策企画室秘書部秘書課長、委員長の指名する政策企画室企画部政策調整担当課長、危機管理室危機管理課長、経済戦略局企画総務部管財・監理担当課長、中央卸売市場総務課長、万博推進局総務部総務課長、 <u>委員長の指名するI R推進局企画課参事</u> 、市民局総務部総務担当課長、財政局財務部財務課長、契約管財局管財部連絡調査課長、契約管財局管財部管財課長、契約管財局管財部財産活用担当課長、委員長の指名する大阪都市計画局計画推進室参事、計画調整局計画部都市計画課長、計画調整局開発調整部開発計画課長、福祉局総務部管財担当課長、健康局総務部経理課長、こども青少年局企画部経理課長、環境局総務部契約管財担当課長、都市整備局企画部住宅政策課長、都市整備局住宅部団地再生担当課長、都市整備局企画部ファシリティマネジメント課長、建設局総務部管財課長、大阪港湾局営業推進室管財課長、消防局総務部施設課長、水道局	別表（第6条関係） 委員長の指名する副首都推進局総務担当課長、市政改革室施設経営戦略担当課長、デジタル統括室総務担当課長、総務局行政部総務課長、総務局行政部行政課長、政策企画室秘書部秘書課長、委員長の指名する政策企画室企画部政策調整担当課長、危機管理室危機管理課長、経済戦略局企画総務部管財・監理担当課長、中央卸売市場総務課長、万博推進局総務部総務課長、 <u>I R推進局企画課参事</u> 、市民局総務部総務担当課長、財政局財務部財務課長、契約管財局管財部連絡調査課長、契約管財局管財部管財課長、契約管財局管財部財産活用担当課長、委員長の指名する大阪都市計画局計画推進室参事、計画調整局計画部都市計画課長、計画調整局開発調整部開発計画課長、福祉局総務部管財担当課長、健康局総務部経理課長、こども青少年局企画部経理課長、環境局総務部契約管財担当課長、都市整備局企画部住宅政策課長、都市整備局住宅部団地再生担当課長、都市整備局企画部ファシリティマネジメント課長、建設局総務部管財課長、大阪港湾局営業推進室管財課長、消防局総務部施設課長、水道局総務部管財課長、

総務部管財課長、教育委員会事務局総務部施設整備課長、北区役所総務課長、都島区役所総務課長、福島区役所企画総務課長、此花区役所総務課長、中央区役所総務課長、西区役所総務課長、港区役所総務課長、大正区役所総務課長、天王寺区役所企画総務課長、浪速区役所総務課長、西淀川区役所総務課長、淀川区役所総務課長、東淀川区役所総務課長、東成区役所総務課長、生野区役所企画総務課長、旭区役所総務課長、城東区役所総務課長、鶴見区役所総務課長、阿倍野区役所総務課長、住之江区役所総務課長、住吉区役所総務課長、 <u>東住吉区役所総務課長</u> 、平野区役所総務課長、西成区役所総務課長	教育委員会事務局総務部施設整備課長、北区役所総務課長、都島区役所総務課長、福島区役所企画総務課長、此花区役所総務課長、中央区役所総務課長、西区役所総務課長、港区役所総務課長、大正区役所総務課長、天王寺区役所企画総務課長、浪速区役所総務課長、西淀川区役所総務課長、淀川区役所総務課長、東淀川区役所総務課長、東成区役所総務課長、生野区役所企画総務課長、旭区役所総務課長、城東区役所総務課長、鶴見区役所総務課長、阿倍野区役所総務課長、住之江区役所総務課長、住吉区役所総務課長、 <u>東住吉区役所総合調整担当課長</u> 、平野区役所総務課長、西成区役所総務課長
--	--

附 則

この改正規程は、令達の日から施行する。

(契約管財局管財部連絡調査課)